

第二百二十二条第一項 第五号	総数、当該振替新株予約権付 社債についての社債の総額	社債管理会社等（第七十一条 第七項に規定する社債管理会 社等	特定社債管理会社等（資産の流動化に る法律第百九条に規定する特定社債管理会 社又は担保附社債信託法第二条第一項に規 定する信託契約の受託会社	総額
第二百二十四条第七項 第一百一十五条第八項	についての社債の金額に相応 する振替新株予約権付社債の 数	の金額と同額		
第一百一十五条	社債管理会社等 質権欄。第二百二十八条第三 項（同条第四項及び第五項に おいて準用する場合を含	特定社債管理会社等 質権欄		

				む。)において「保有欄等」という
第二百二十九条第一項	もの及び商法第三百四十一條ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるもの	もの	同項第七号	第二百三十九条第一項
第二百三十八条第一項	消滅している	資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号(5)	二号(5)	第二百三十八条第一項
各号列記以外の部分	数	消滅している、又は付されていない		
第二百三十八条第一項	発行総数（発行者が第二百二十二条第一項の規定により第二号	額		二百二十二条第一項の通知を

				することができない振替新株
				予約権付社債の数を除く。)
第二百三十八条第二項 各号列記以外の部分	第一号	第二百三十八条第二項 第一号	消却され、又は行使された	数
第二百三十八条第二項 第四号	前各号	振替新株予約権付社債の割当 てを受けた者が商法第三百四 十一条ノ七第一項の払込期日 までに行つた払込み	行使された	額
第二百三十八条第三項 数は	行使	資産の流動化に關する法律第三百十三 条において準用する商法第三百六条第一項 に規定する払込み		

第二百四十条第二項第 一号	第二百四十条第一項第 二号	第二百四十条第一項第 一號	第一項各号列記以外の部分	各号列記以外の部分、 第二項第一号及び第三 項並びに第二百四十条 第一項各号列記以外の 部分
数に相応する額	数	数を控除した数	額を控除した額	の数

各号列記以外の部分	第二百四十一條第一項	数
第一号	第二百四十一條第一項	数を控除した数
第二号	第二百四十一條第一項	数
第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項 部分に相応する額	数に相応する額
第二百四十三条第一項	新株予約権付社債申込証	額
特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）	金額	額
特定社債原簿（資産の流動化に関する法律		
第一百四十三条第二項		

第七十条第一項第一号に規定する特定社債

原簿をいう。)

第一百四十二条第三項

申込みをしようとする

募集に応じようとする

口座（既存特別口座を除く。）

口座

記載し、又は商法第三百四十

記載しなければならない。

一条ノ十五第四項において準

用する同法第二百八十八条ノ二

十八第五項に規定する契約を

締結する際に当該口座を当該

振替新株予約権付社債の発行

者に示さなければならぬ。

振替新株予約権付社債に係る

				新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。
第一百四十四条第一項	算出された数	に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	に応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）	算出された額
第一百四十四条第二項	数	特定社債管理会社（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。）が	資産の流動化に関する法律第百十三条の四	の七第一項
第一百四十五条第三項 第一号	社債管理会社	資産の流動化に関する法律第百十三条ノ十三第一項	商法第三百四十一条ノ十三第一項	一百四十七条规定

(振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第二百八十九条 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第百十三条の四の三第二項、第百十三条の四の四第一項及び第百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第十二章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

(金融機関の合併に関する記載又は記録手続)

第二百九十条 第百四十二条第一項から第八項までの規定は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。)第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関(合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。)の優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)が振替優先出資(第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。)である場合において、合併により設立される銀行(合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。以下この節において同

じ。) 若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十二条第一項第 三号	口の数	口の口数
第一百四十二条第一項第 三号口	発行総数	発行総口数
第一百四十二条第三項第 一号	の数	の口数

2 第百四十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行（合併転換法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下この節に

において同じ。) の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百四十二条第一項第 三号	イの数	イの口数
第一百四十二条第一項第 三号イ及び第七号	総数	総口数
第一百四十二条第三項第 一号	数の	口数の

3 第百四十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第一号又は第四号から第六号

までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするとときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百四十二条第一項第 三号	第一百四十二条第一項第 三号イ	第百四十二条第一項第 三号
三百四十二条第一項第 三号	三百四十二条第一項第 三号イ	三百四十二条第一項第 三号
三百四十二条第一項第 三号	三百四十二条第一項第 三号イ	三百四十二条第一項第 三号

第一百四十二条第一項第 七号	總数
第一百四十二条第三項第 一號	總口数
	口数

第二百九十二条 第一百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及びハを除く。）の規定は合併轉換法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の普通出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第四項に規定する普通出資者をいう。以下この節において同じ。）に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第一百四十三条第一項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿

に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「普通出資者」と読み替えるものとする。

2 第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自口の振替株式を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する（百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号並びに第一百四十四条第二項及び第三項中「株主名簿に記載又は記録」とあるのは、「優先出資者名簿に記載」と読み替えるものとする。

3 第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併

により消滅する普通銀行の株式が振替株式でない場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第一百四十三条第二項本文の申出により振替機関が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百四十三条	数	口数
第一百四十四条第五項の 表第一百三十二条第三項	総 数	総 口 数
第二号の項		

く。) の規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の普通出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第一百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百四十三条第一項	株主及び株主名簿に記載又は 記録のある質権者	普通出資者
第一百四十三条第一項第一号	株主（株主名簿に記載又は記 録のある質権者があるとき	普通出資者

式の株主を除く。) 及び当該

三九六

第百四十三条第五項第 九号	第百四十三条第四項第 四号及び第七号	第百四十三条第四項第 二号及び第三号	第百四十三条第二項 第一百四十三条第一項第 二号	株主又は質権者 株主又は当該質権者	普通出資者 普通出資者	株主又は質権者 普通出資者	質権者
数	総数	数	口数	株主又は質権者 普通出資者	普通出資者	株主又は質権者 普通出資者	質権者

一号イ及び二

第一百四十三条第五項第 二号	数と同項第五号の振替株式の 口数
数を合計した数	

5 第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第二条第一項第一号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第一百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百四十三条

株主名簿に記載又は記録

優先出資者名簿に記載

第百四十四条第二項及 び第三項	第百四十四条第五項の 表第百三十二条第三項	第二号の項	数 総数	口数 総口数
株主名簿に記載又は記録	優先出資者名簿に記載			

第二百九十二条 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。

2 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第一号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫又は合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

3 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第一号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関又は合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

4 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する優先出資に代え

てその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

5 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

(金融機関の転換に関する記載又は記録手続)

第二百九十三条 第百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第二号から第五号までの規定により転換をする前の協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。